

## 造林公社のあり方検討について

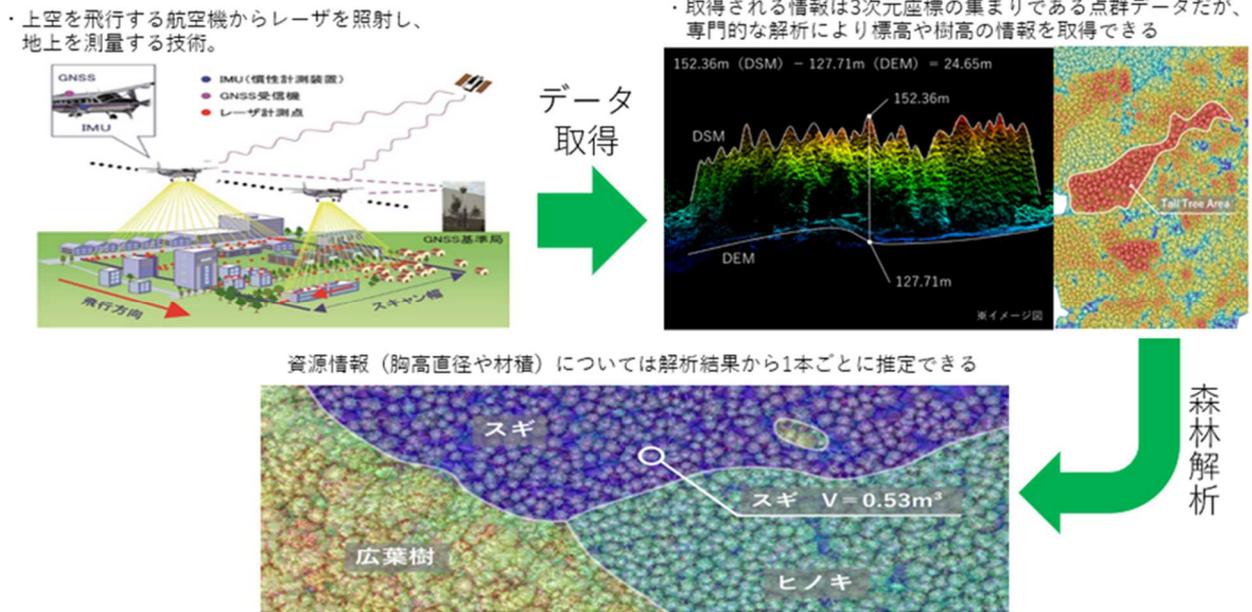
### 1 概要・経過

年 月	概 要
昭和 40 年 (1965 年) 4 月	(社) 滋賀県造林公社の設立
昭和 49 年 (1974 年) 3 月	(財) びわ湖造林公社の設立
	<p>国の拡大造林施策の推進や琵琶湖の水源涵養のために分収造林事業を実施。</p> <p>事業費の高騰 (S48 年(1973 年)～)      木材価格の下落 (S55 年(1980 年)～)</p> <p>➤ 社会経済情勢等の変化により、予定された間伐収入を得ることができず、利息を含む両公社の債務残高は、平成 18 年度末(2006 年度末)には約 1,057 億円となった。</p>
平成 19 年 (2007 年) 11 月	両公社が、債権者(公庫、滋賀県、下流団体)を相手方に特定調停を申立て
平成 20 年 (2008 年) 9 月	公庫債務について、滋賀県が免責的債務引受を行った
	<p>➤ 平成 20 年度(2008 年度)～令和 31 年度(2050 年度)の 42 年間にわたり、利息を含め総額 690 億円を公庫に償還中。</p>
平成 21 年 (2009 年) 3 月	社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(いわゆる関与条例)を制定
	<p>➤ 県が公社に対する特別な関与(指導助言等)を行うことにより、公社の健全な経営の確保や、県財政の健全化等を目的に制定。</p>
平成 21 年 (2009 年) 9 月	造林公社問題検証委員会による報告
	<p>➤ 経営悪化に至った要因を明らかにし、県民、議会への説明責任を果たすとともに抜本的改革につなげるため、約 1 年間の議論を経て、知事へ報告書を提出。</p>
平成 23 年 (2011 年) 3 月	特定調停の成立
	<p>➤ 公社は、総額 956 億円(滋賀県:782 億円、下流団体:174 億円)の債務を免除。</p> <p>➤ 残債務額が、本県に対して約 186 億円、兵庫県に対して約 2 億円に確定。</p>
平成 23 年 (2011 年) 9 月	公社が「長期経営計画」および「第 1 期中期経営改善計画」を策定
	<p>➤ 関与条例に基づき、経営に関する計画を策定。</p>
平成 24 年 (2012 年) 3 月	(財) びわ湖造林公社を吸収合併
平成 25 年 (2013 年) 4 月	一般社団法人に移行し、(一社) 滋賀県造林公社となる
平成 28 年 (2016 年) 3 月	「第 2 期中期経営改善計画」(H28～R2) を策定
令和元年 (2019 年) 10 月	滋賀県が「公社造林のあり方」を取りまとめ
令和 3 年 (2021 年) 3 月	「第 3 期中期経営改善計画」(R3～R7) を策定

- 造林公社では、特定調停以降、長期経営計画の策定および 5 年を計画期間とする中期経営改善計画を策定し実行することで、経営改善に向けた取組を進めているところ。

## 2 航空レーザ計測による森林解析により明らかとなった公社林の現状

- これまで現地調査や衛星写真等により目視で森林資源量を確認してきたが、令和4年度(2022年度)以降、航空レーザ計測技術を活用した森林解析を行い、より精緻な森林資源量の把握に努めてきたところ。



- 現在、県南部地域を対象エリアとして解析を進めているが、想定よりも森林の生育状況が悪い傾向にあることが判明した。（令和6年(2024年)に県域全体の森林解析が完了する見込み。）

※ haあたり搬出可能材積の比較（R4(2022年)時点 大津市、甲賀市事業地の平均）

	長期経営計画で 想定する材積 a	航空レーザ計測結果 から推定される材積 b	b/a
haあたり搬出可能 材積	201.3 m <sup>3</sup> /ha	<u>68.2 m<sup>3</sup>/ha</u>	<u>34%</u>

- 長期経営計画に基づく経営改善に必要な伐採材積量を確保できない可能性が高まっている。

➡ **長期経営計画は、採算林 1,796,000 m<sup>3</sup>を伐採し経営改善を図るという経営再建計画**

- ・ 長期経営計画を簡単に表すと、  

$$\text{伐採材積量} \times \text{木材価格} + \text{補助金収入} - \text{伐採コスト} = \text{伐採収益 (188億円)}$$

(絶対値) (変動値) (変動値) (変動値)
- ・ 公社の経営条件のうち、木材価格、補助金収入、伐採コストは、社会情勢の変化により影響を受ける変動値である一方、伐採材積量（森林資源量）は、絶対値である。
- ・ 絶対値の伐採材積量が確保できないため、現状の長期経営計画に基づく経営改善は極めて困難な状況

➡ **特定調停により確定した残債務の大部分が返済できない見込み**

### 3 今後の対応（案）

#### ◎ これまでの公社の取組を総括し、次の100年の森林づくりを考える。

- ・ 国民的資産である琵琶湖をお預かりする滋賀県が、100年先まで琵琶湖の水源林を守り育て次世代へ健全な琵琶湖を引き継いでいくため、戦後復興期から現代に至るまでに行われたこれまでの造林公社による分収造林事業の取組を総括し、公社経営の検証を行うとともに、次の100年を見据え、社会や時代の要請に応じた持続可能な新時代の森林経営管理ロールモデルの構築を目指す。

#### <検討手法>

- ・ 『森林審議会』において、滋賀県の林業行政の推進における造林公社の公益的役割や、既存の枠組みにとらわれない新たな森林経営管理の仕組み等について審議・検討する。
- ・ 造林公社の健全化を図るため『(仮)造林公社経営検証委員会』を設置し、公社経営について総括するとともに、今後の分収造林事業のあり方や経営のあり方について検討する。
- ・ 森林審議会および公社経営検証委員会での議論を踏まえ、令和7年度末(2025年度末)を目途に、造林公社の今後のあり方と新たな森林経営管理手法についてお示ししたい。